特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
かすみがうら市は、住民基本台帳事務に関する業務における特定個人情報のファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	なし

評価実施機関名
かすみがうら市長

公表日
令和6年9月26日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳事務
②事務の概要	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）（以下「住基法」という。）に基づき、以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年11月20日総務省令第85号）第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。 ・情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の提供を行う。 ・申請・届出等は窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能で受領する。
③システムの名称	・住基システム ・証明書コンビニ交付システム ・中間サーバー ・住基ネットCS ・かんたん窓口システム ・サービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名
・住民基本台帳ファイル ・住基ネット本人確認情報ファイル ・住基ネット転出証明情報ファイル ・住基ネット広域住民票ファイル ・送付先情報ファイル ・発行用住民票ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条、第16条、第17条 ・住基法 第5条、第6条、第7条、第8条、第12条、第12条の4、第14条、第22条、第24条の2、第30条の6、第30条の10、第30条の12

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	■情報提供 　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第2条の表1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、 57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、 96、106、108、110 、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155 、156、158、160、163、164、165、166の項 ■情報照会 　実施しない
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部　市民課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部　総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民部　市民課

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和6年8月29日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年8月29日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[ ]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[ ]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[○]接続しない（入手）**	**[ ]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月5日	システムの名称	住基システム 証明書コンビニ交付システム 中間サーバー 住基ネットCS	住基システム 証明書コンビニ交付システム 中間サーバー 住基ネットCS かんたん窓口システム	事前	かんたん窓口システムの導入時期が令和3年4月中旬の予定
令和3年8月6日	Ⅰ　関連情報 ４．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	■情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項） ※117の項は平成31年10月1日施行予定 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号）　第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 ■情報照会は実施しない	■情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項） 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号）　第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 ■情報照会は実施しない	事前	法令改正による修正
令和3年8月6日	Ⅱ　しきい値判断項目 １．対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和3年8月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和3年8月6日	Ⅱ　しきい値判断項目 ２．取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和3年8月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和5年1月12日	Ⅰ　関連情報 １．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		以下の文言を追加しました。 ・申請・届出等は窓口、郵送およびサービス検索・電子申請機能で受領する。	事前	
令和5年1月12日	Ⅰ　関連情報 １．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	住基システム 証明書コンビニ交付システム 中間サーバー 住基ネットCS かんたん窓口システム	住基システム 証明書コンビニ交付システム 中間サーバー 住基ネットCS かんたん窓口システム サービス検索・電子申請機能	事前	
令和5年1月12日	Ⅱ　しきい値判断項目 １．対象人数 いつ時点の計数か	令和3年8月1日 時点	令和4年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月12日	Ⅱ しきい値判断項目 ２．取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年8月1日 時点	令和4年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和6年8月29日	Ⅰ 関連情報 ３．個人番号の利用 ②法令上の根拠	１．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号）（以下、番号法） ・第７条（指定及び通知） ・第１６条（本人確認の措置） ・第１７条（個人番号カードの交付等） ２．住民基本台帳法（住基法）（昭和４２年７月２５日法律第８１号） （平成２５年５月３１日法律第２８号施行時点） ・第５条（住民基本台帳の備付け） ・第６条（住民基本台帳の作成） ・第７条（住民票の記載事項） ・第８条（住民票の記載等） ・第１２条（本人等の請求に係る住民票の写し等の交付） ・第１２条の４（本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例） ・第１４条（住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置） ・第２２条（転入届） ・第２４条の２（個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例） ・第３０条の６（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等） ・第３０条の１０ （通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供） ・第３０条の１２ （通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条、第16条、第17条 ・住基法 第5条、第6条、第7条、第8条、第12条、第12条の4、第14条、第22条、第24条の2、第30条の6、第30条の10、第30条の12	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和6年8月29日	Ⅰ 関連情報 ４．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	■情報提供の根拠 ・番号法第１９条第８号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（１、２、３、４、６、８、９、１１、１６、１８、２０、２１、２３、２７、３０、３１、３４、３５、３７、３８、３９、４０、４２、４８、５３、５４、５７、５８、５９、６１、６２、６６、６７、７０、７４、７７、８０、８４、８５の２、８９、９１、９２、９４、９６、１０１、１０２、１０３、１０５、１０６、１０８、１１１、１１２、１１３、１１４、１１６、１１７、１２０の項） 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号） 第１条、第２条、第３条、第４条、第６条、第７条、第８条、第１０条、第１２条、第１３条、第１４条、第１６条、第２０条、第２２条、第２２条の３、第２２条の４、第２３条、第２４条、第２４条の２、第２４条の３、第２５条、第２６条の３、第２７条、第２８条、第３１条、第３１条の２、第３１条の３、第３２条、第３３条、第３７条、第３８条、第３９条、第４０条、第４１条、第４３条、第４３条の３、第４３条の４、第４４条の２、第４５条、第４７条、第４８条、第４９条の２、第５０条、第５１条、第５３条、第５５条、第５６条、第５７条、第５８条、第５９条、第５９条の２、第５９条の３ ■情報照会は実施しない	■情報提供 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に 基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第2条の表 1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、 57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、 96、106、108、110 、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155 、156、158、160、163、164、165、166の項 ■情報照会 実施しない	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和6年8月29日	Ⅱ しきい値判断項目 １．対象人数 いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点	令和6年8月29日 時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和6年8月29日	Ⅱ しきい値判断項目 ２．取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点	令和6年8月29日 時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和6年8月29日	Ⅳ リスク対策 ８．監査 実施の有無	自己点検、内部監査	自己点検	事後	特定個人情報保護評価の再実施